

プレスリリース [2020年5月15日]

新型コロナウイルス感染症の影響で融資等を受ける際に必要となる 各種証明書手数料を免除します

新型コロナウイルス感染症の拡大に係る各種支援制度等の手続きで必要となる、住民票の写し、印鑑登録証明書、市・都民税課税（非課税）証明書等の交付手数料を免除します。

■ 期間

5月18日（月）～当面の間

■ 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、融資や生活資金の貸付等を受けようとする個人・事業者

■ 交付手数料を免除する証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、市・都民税課税（非課税）証明書、納税証明書等

■ 免除を受ける方法

証明書の交付申請書に理由（新型コロナウイルス感染症の影響により融資を受けるため など）と証明書の提出先を記載し、受付窓口に申請してください。

■ 受付窓口

市民課、市民税課、各市民センター、各連絡所

※ コンビニエンスストアで証明書の交付を受ける場合は、申請理由の確認ができないことから、免除の対象になりません。

■ 本件に関するお問い合わせ先

市民部 市民課 課長 白川 TEL 042-724-4225

（市・都民税課税（非課税）証明書に関する問い合わせ先）

財務部 市民税課 課長 佐藤 TEL 042-724-3067